

志學館大学公的研究費不正使用への対応要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、「志學館大学公正な研究推進要綱」第15条第2項に基づき、志學館大学(以下「本学」という。)において公的研究費(本学の一般研究費および特別研究費を含む)。の不正使用の疑いがある事案が生じた場合の適正かつ厳正な対応のために必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この要領において、「公的研究費の不正使用」とは、科学研究費補助金及びその他の補助金等の公的研究費(以下「公的研究費」という。)を、関係法令若しくは公的研究費配分機関の定め又は学校法人志學館学園及び本学が定める関係規則等に違反して使用することをいう。

(不正使用の疑いがある事案が生じた場合の手続き)

第3条 本学において公的研究費の不正使用に関する通報があった場合又は不正使用の疑いがある事案が発見された場合の対応には、「志學館大学研究活動上の不正行為への対応要領」第3条から第18条第3項の規定を準用する。

2 前項の場合、以下の各号に掲げるとおり読み替え、又は準用から除外する。

(1) 第3条から第18条第3項のすべてで、「研究活動上の不正行為」は「公的研究費の不正使用」と、「不正行為」は「不正使用」と、「科学的」は「事務的」と、「研究資料等」は「証ひょう書類等」と読み替える。

(2) 第3条の「通報」は「通報、発見の報告」と、第6条第1項の「学部長等」は「学部長等及び総務課長」と、第7条第2項の「資料、試料及び装置等(以下「研究資料等」という。)及び論文」は「証ひょう書類等」と、第10条第4項の「研究資料等保存要領」は「文書保存規程及び公的研究費事務取扱要領」と読み替える。

(3) 第9条第4項の全部、第7条第2項の「、再実験の要請」及び第6条第2項並びに第2号第10条第3項の「各研究分野の特性に応じた」を除外する。

(事 務)

第4条 公的研究費不正使用への対応に関する事務は、総務課において処理する。

(雑 則)

第5条 この要領に定めるもののほか、公的研究費の不正使用への対応について必要な事項は、運営会議の議を経て学長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年1月17日から施行する。